

## 農業研究センター防犯カメラ等の管理に関する要項

### 1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために農業研究センターに設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

### 2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

### 3 設置場所等

#### (1) 設置場所、台数等

カメラは、農業研究センターアグリシステム総合研究所の次の場所に設置する。  
・北側駐車場撮影のために本館実験棟にカメラ3台設置（別添設置図のとおり）

#### (2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

#### (3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

#### (4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

### 4 総括管理責任者の指定

総括管理責任者は、農業研究センター管理部長とし、記録データを総括管理する。

### 5 管理責任者の指定

管理責任者は、カメラを設置したアグリシステム総合研究所長とし、記録データを管理する。

### 6 録画した映像の管理方法

#### (1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

#### (2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

#### (3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、総括管理責任者、管理責任者及び総括管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が保存しておくものとする。

#### (4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

### 7 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

8 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

9 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、農業研究センター所長の承認を得て別に定める。

この要項は、令和2年（2020年）5月11日から施行する。